

商業・法人登記の登録免許税の免除について

福島地方法務局法人登記部門

東日本大震災の被災者等が、①東日本大震災によりその本店・事務所等の用に使用していた建物（以下「被災建物」といいます。）が滅失（詳しくは、後記3の(1)のとおり。）したため、又は②原子力発電所の事故に関する警戒区域設定指示等の対象区域内に被災建物が所在しており使用することができなくなったため、以下の登記をする必要が生じた場合には、一定の要件の下、平成23年12月15日以降に申請される登記の登録免許税が免除されます。

また、平成23年3月11日から同年12月14日までの間に、①又は②の事情により既に以下の登記を受けられた場合には、これらの登記を申請された方からの請求により、納めた登録免許税の還付を受けることができます。

1 対象となる会社・法人等

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社（会社法第2条第2号）
- (2) 相互会社（保険業法第2条第5項）、外国相互会社（保険業法第2条第10項）
- (3) 一般社団法人、一般財団法人
- (4) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項）
- (5) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項）
- (6) 商号又は支配人の登記をしていた個人商人又はその相続人

2 対象となる登記

（会社・法人関係）

- (1) 本店（主たる事務所）又は支店（従たる事務所）の移転の登記
- (2) 外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所の移転の登記
- (3) 住所を登記事項とする役員住所移転に係る役員変更等の登記（代表清算人に係るもの等を除く。） ※詳しくは、【別表】をご覧ください。

（個人商人関係）

- (1) 商号の登記をした個人商人の営業所又は支配人を置いた営業所の移転の登記
- (2) 当該商人又は支配人の住所の移転の登記

※ 免税措置の対象になる登記とならないものが1件の申請書で申請された場合、結果的に、登録免許税が免除されない（通常の場合と同額になる。）ことがあります。

例えば、被災者である株式会社の代表取締役の住所変更の登記とその重

任の登記が1件の申請書で申請された場合には、住所変更の登記分については免税措置が適用されたとしても、重任の登記分については免税措置が適用されませんので、結果的に、納付していただく登録免許税の額は、3万円（資本金の額が1億円以下の会社については1万円）となり、通常の場合と同額になります。

3 免除の要件と必要書類

(1) 被災建物が滅失した場合

【要件】

東日本大震災により、滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）したものであること

※ 具体的には、内閣府の被害認定基準の「全壊」、「大規模半壊」、「流失」又は「住家における床上1m以上の浸水」等が、該当します。

「半壊」、「一部損壊」、「住家における床上1m未満の浸水」又は「床下浸水」は、原則として、該当しません。

【必要書類】

前記2の登記の事実に係る名義の者が証明を受けた「り災証明書」（具体例は、以下のとおり。）

ア 本店、支店の移転・・・当該登記を受ける会社・法人の名義

①会社（法人）の商号（名称）及び本店（主たる事務所）、②被災建物の所在地、③会社（法人）が被災建物を使用していたこと、④損壊の程度、⑤東日本大震災によるり災であることが分かる内容の記載がされている必要があります。

※ この場合、会社（法人）の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）と代表者等の住所が同じであったとしても、代表者等個人名義の「り災証明書」を使用することはできません。会社（法人）名義の「り災証明書」が必要となります。

イ 役員の住所移転等・・・当該登記に係る役員等の名義

①役員の氏名及び住所、②被災建物の所在地、③役員が被災建物を使用していたこと、④損壊の程度、⑤東日本大震災によるり災であることが分かる内容の記載がされている必要があります。

※ 当該役員が世帯主でなく、「り災証明書」に世帯主のみが記載され、世帯構成員の記載がない場合には、「り災証明書」に加えて、当該役員が証明を受けた世帯の構成員であることを証明するものとして「住民票の写し」等の添付が必要となります。

(2) 被災建物が警戒区域設定指示等の対象区域に所在していた場合

【要件】

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、警戒区域設定指示等が行われた日において、被災建物が警戒区域設定指示等の対象区域に所在していたものであること（警戒区域設定指示等が解除された場合は、解除された日以後3月を経過する日までに移転がされるものに限られます。）

※ 平成24年4月16日現在、警戒区域設定指示等とは、「警戒区域設定指示」、「避難指示」及び「計画的避難区域設定指示」並びに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」をいいます。

屋内退避指示、緊急時避難準備区域設定指示及び特定避難勧奨地点の指定は、含まれません。

【必要書類】

以下の①又は②、いずれかの書類

① 「東日本大震災に係る建物所在証明申請書（登録免許税関係）」に市町村長の証明を受けた書類

※ 本証明申請書の「様式」及び「記入例」は、別途、当局ホームページに掲載してありますので、そちらをご覧ください。

※ 本証明の「上記建物と申請者との関係」について、市町村において明確に確認できないなどの理由により、証明事項から削除されている場合は、福島地方法務局法人登記部門までお問合せください。

② 「り災証明書」及び「警戒区域設定指示等が行われた日及び警戒区域設定指示等が解除された日の記載がある書類（例えば、当該日の記載がある市町村長から住民への配布書類等）」

4 登記を申請される際の留意点

平成23年12月15日以降にされる登記の申請について、登録免許税の免除の適用を申し出ないまま（免税証明書を添付せずに、登録免許税を納付して）登記が完了すると、後日、登録免許税の還付を請求することはできません。

したがって、登記を申請される際には、これが免税措置の対象になるのか、それともならないのか、十分ご確認ください。

5 納めた登録免許税の還付の請求

平成23年3月11日から同年12月14日までの間に受けられた前記2の登記に係る登録免許税の還付を請求される場合は、「還付通知請求書（特例措置）」（別添「様式」及び「記入例」をご覧ください。）に必要な事項を

記載し、登記所に提出している印鑑を押印した上で、免税証明書を添付して、管轄の登記所に提出してください。

なお、この請求をすることができるのは、平成23年12月15日から5年を経過する日（平成28年12月14日）までですので、ご注意ください。

(1) 被災建物が滅失した場合

【要件】

前記3の(1)と同様です。

【必要書類】

「還付通知請求書（特例措置）」及び前記2の登記の事実に係る名義の者が証明を受けた「り災証明書」
(詳細は、前記3の(1)をご覧ください。)

(2) 被災建物が警戒区域設定指示等の対象区域に所在していた場合

【要件】

前記3の(2)と同様です。

【必要書類】

以下の①又は②、いずれかの書類
(詳細は、前記3の(2)をご覧ください。)

- ① 「還付通知請求書（特例措置）」及び「東日本大震災に係る建物所在証明申請書（登録免許税関係）」に市町村長の証明を受けた書類
- ② 「還付通知請求書（特例措置）」、「り災証明書」及び「警戒区域設定指示等が行われた日及び警戒区域設定指示等が解除された日の記載がある書類」

※ ご不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

<お問合せ先>

福島地方法務局法人登記部門

〒960-8021

福島市霞町1番46号 福島合同庁舎

(TEL) 024-534-1904 (直通)

(FAX) 024-526-1880

【別表】住所を登記事項とする役員住所移転に係る役員変更等の登記

	会社・法人	登記事項
①	株式会社	<u>代表取締役又は代表執行役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u> <u>株主名簿管理人の住所又は営業所</u> <u>会計参与の計算書類等備置場所</u>
	特例有限会社	<u>取締役又は監査役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u>
②	合名会社・ 合資会社	<u>社員又は社員の職務を行うべき者の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u>
③	合同会社	<u>代表社員又は代表社員の職務を行うべき者の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u>
④	外国会社	<u>①ないし③に掲げる事項</u> <u>日本における代表者の住所</u>
⑤	相互会社	<u>代表取締役又は代表執行役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u> <u>会計参与の計算書類等備置場所</u>
⑥	外国相互会社	<u>⑤に掲げる事項</u> <u>日本における代表者の住所</u>
⑦	一般社団法人・ 一般財団法人	<u>代表理事の住所</u>
⑧	特定目的会社	<u>取締役又は監査役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u> <u>特定社員名簿管理人の住所又は営業所</u> <u>会計参与の計算書類等備置場所</u>
⑨	投資法人	<u>執行役員</u> の住所 <u>投資主名簿管理人</u> の住所又は営業所